豊丘村役場税務会計課

令和元年8月27日開札の公売会について

**入札参加方法(注意事項)のお知らせ**

**はじめに**

「公売」は、豊丘村が差し押さえた財産を入札などによって売却する制度です。

入札は、公売財産を買い受けようとする者が、入札価額などを記載した入札書を提出して、見積価額（最低入札価額をいいます）以上で入札した者のうち、最高の価額で入札した者を最高価申込者とし、その者に対し売却決定を行い、その者を買受人として定める方法です。

なお、公売に参加される場合は、手続などについて、公売を実施する豊丘村にお問い合わせください。(豊丘村役場　税務会計課　☎0265-35-9051)

**公売手続き(入札会)の流れと注意事項**

1. 公売公告　→　公売の日の10日前までに、公売の日程・公売財産(物品等)がホームページ等に公告されます。
2. 見積価額公告　→　公売の日の3日前までに、見積価額公告されます。(公売公告と同時に公告される事もあります。この金額以上で入札していただく事になります。)
3. 公売　→　今回の公売は、令和元年8月26日(月)15:00～20:00、令和元年8月27日(火) 9:00～18:50に、公売財産をご覧いただく下見会を実施し、同期間を入札期間とします。令和元年8月27日(火) 19:00から開札をしますが、入札締め切り後準備ができましたら開札する事もあります。　→入札をするために、事前に公売参加申し込み手続きが必要になります。
4. 開札により入札金額が最も高かった方が、「最高価申込者」として決定されます。
5. 「最高価申込者」は「売却決定の日」までに買受代金(入札金額)を納入いただきます。
6. 買受代金の納入を確認しましたら「売却決定(公売財産の引き渡し)」されます。

※今回豊丘村が執行する公売は、上記4.5.6を同日(令和元年8月27日(火))に

実施しますので、開札には入札者本人の出席と買受代金の準備にご配慮下さい。

**①公売参加申込手続きを行ってください。**

* 申込用紙は、豊丘村役場税務会計課又は下見会場の係員よりお受け取りください。
* 記入後、係員へ提出して下さい。本人確認のため、「運転免許証」等を合わせて提示してください。
* 申込書の控えをお受取りいただき、開札の際に持参してください。
* 公売参加申込手続きは、令和元年8月27日(火) 18:00までに済ませてください。

※公売(入札)に参加していただける方

公売には、原則として、どなたでも参加することができます。ただし、以下に該当

する方は参加できません。

・国税徴収法第92条（買受人の制限）または同法第108条第1項（公売

　実施の適正化のための措置）に該当する方

・20歳未満の方

・日本語が完全に理解できない方

・日本国内に住所、連絡先の無い方

・村税等に滞納のある方

詳しくは、公売を実施する豊丘村役場税務会計課にお問い合わせください。

※令和元年8月27日(火) 19:00から実施する「開札」に参加できる方を対象とします。(代理出席可)

**②入札をします**　〔見積価格以上の金額で入札してください**〕**

* 入札用紙は、会場の係員より受け取ってください。
* 公売財産をご覧いただき、金額の他必要事項を記入のうえ入札してください。
* 入札できる期間が決まっています。
* 入札期間中、複数の公売財産に入札する事は可能ですが、1つの公売財産に対して入札は1回のみとなります。重複入札の場合は、無効となります。

※「入札」の注意点

* 「入札」とは、入札者が「入札書」に購入希望金額を記載して入札し、開札の結果、最も高い価額で入札した方が落札する方法です。
* 公売(入札)参加申込手続きを済ませた方が、入札する事ができます。
* 入札書の提出は、1つの公売財産に対して１回限りで、訂正や差し替えはできません。記載内容をよくご確認いただいたうえで入札してください。
* また、令和元年8月26日(月)15:00～20:00、令和元年8月27日(火) 9:00～18:50に、公売財産をご覧いただく下見会を実施し、同期間を入札期間とします。

※入札の状況や内容は教えてもらえますか？

「入札」の場合は、入札書の提出状況や入札金額の内容等は、開札の前後を問わず、教えることはできません。

**③開札をします　　〔入札者は、印鑑を持参して参加してください。〕**

* 開札をして、公売品毎に最高価申込者(落札者)を決定します。
* 最高価の入札者が複数の場合は、抽選となります。

※最高価申込者(落札者)の決まらなかった公売財産については、再度その場で入札会を実施することがありますので、ご承知おきください。

* 令和元年8月27日(火) 19:00から開札をします。(時間が早くなる事があります。)
* 最高価申込者は、全ての開札が終了した後に、会場で発表します。
* 最高価申込者は、購入代金（買受代金といいます。）を会場にて一括納入していただきます。その後、公売財産をお受け取りいただき、搬出をしてください。
* 最高価申込者決定後のキャンセルはできません。
* 最高価申込者が会場不在の時は、次順位買受申込者とします。
* 買受代金の分割納付はできません。

**④最高価申込者は買受代金の納入をします**

**⑤最高価申込者は、公売財産をお持ち帰りいただきます**

* 運搬費用について、豊丘村は一切負担いたしませんので、ご承知おきください。
* 公売財産を受け取られた後の、破損等は一切の責任を負いません。
* 公売財産の一部は、入札会場と離れた場所に保管されている場合があります。最高価申込者に別途お知らせします。

**◆その他**

* 名義変更(登録)手続きについて
* 名義変更(登録)手続が必要な公売品についての登録手続は、落札した方に行っていただきます。
* 瑕疵担保責任はどうなりますか？
* 豊丘村は、公売財産を「現況有姿」のまま売却しますので、公売財産にキズがあっても瑕疵担保責任を負いません。公売財産の所有者についても同様です。公売に参加される前に、個々の公売財産の詳細画面に掲載している写真等でご確認ください。ただし、公売財産によっては、下見により確認できない物があります。「現況有姿」のまま売却することにご理解をお願いします。
* 買受代金の納付までに公売が中止された場合、公売財産を落札しても購入できない場合があります。
* 公売は、滞納者の差押財産を豊丘村が売却し、その代金を村税に充てる制度ですので、売却（買受代金の納付）前までに滞納村税が完納された場合等は、公売は中止されます。

落札された場合であっても、買受代金の納付の前に公売が中止された場合は、その公売財産を購入できないこととなります。